

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する

幅広い救済を求める意見書

1948年に制定された旧優生保護法の第1条には、法律の目的として「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と記されています。

その後世界的にもこうした手術は差別に当たるとされ、我が国においても1996年に旧優生保護法が改正され優生手術に関する規定が削除されました。

この間、法律のもとで手術を受けた人は約8万4000人とされています。

この方々に対して議員立法で2019年4月、国会で「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、一時金の支給が開始されました。

一方でこの間、優生手術を受けられた方が国に対して謝罪や補償を求める裁判が全国で起こされて来ました。

当事者の救済で大きな課題となっているのは、高齢化と障がいにより当事者把握が難しいことと、時間の課題が挙げられます。一時金の申請は当事者が生存していることが条件であり、精神障がいや知的障がいなどにより被害の把握に困難が伴います。また、請求期間は法律の施行後5年(2024年4月23日)とされていますが、2023年7月末までに認定されたのは1054件しかありません。

一方裁判では原告が手術を受けた時期からは20年以上が過ぎており、民法において問題の行為から20年が経過したら賠償を求める権利が消滅するという規定があり、「除斥期間」が大きな時間の壁となっていましたが、2022年の大阪高裁、東京高裁においては「除斥期間」の適用は制限されると認め、国に賠償を命じました。

こうしたことを受け、松野官房長官も「一時金の水準などを含め、国会と相談したい」と述べ、増額も含めて対応を検討する考えを示しています。

こうした現状において町田市議会は一刻も早く優生手術により心身に多大な苦痛を受けられた当事者の幅広い救済に向けて国がその責任において努めるように求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。